

様式第1号（第3条関係）

自主回収着手報告書

令和2年11月25日

岡山県知事 殿

住所 岡山県倉敷市玉島柏島 4780-2  
株式会社のだ初

氏名 代表取締役 野田 裕一朗

〔法人にあつては、その名称、主たる事務所  
の所在地並びに代表者の役職名及び氏名〕

生産（製造、輸入、加工、販売）をした食品等の自主的な回収に着手したので、岡山県食の安全・安心の確保及び食育の推進に関する条例（平成18年岡山県条例第79号）第18条第1項の規定により、次のとおり報告します。

回収する食品等の名称及び商品名	商品名：国産鶏タタキ風蒸し鶏スライス 名称：蒸し鶏
回収する食品等を特定する情報（形態、容量、期限等の表示、製造番号等）	形態：プラスチック製食品容器入り 90g 消費期限：2020年11月24日（火） 2020年11月25日（水） 2020年11月26日（木） 製造者：株式会社のだ初 畜肉加工部 岡山県倉敷市玉島柏島4780-2
食品等の出荷（販売）年月日、出荷（販売）先及びその数量	出荷日：2020年11月20日（金）～23日（月）計4日間 販売数量：合計185P 販売先の内訳 ・イズミ、ユアーズ：88p（店別の内訳は欄外の通り） ・スパーク：68P ・マルイ高野店：4P ・マルイアルティ店：4P ・マルイ上井店：4P ・マルイ米子しんまち店：2P ・ニシナ笠岡店：4P ・生協ひろしま高陽店：6P ・生協ひろしま西風新都店：5P
回収に着手した年月日	2020年 11月24日
生産、製造等が行われた事業所の名称及び所在地	株式会社のだ初 畜肉加工部 岡山県倉敷市玉島柏島4780-2
回収規則第2条各号のうち当該回収に該当するもの	第 1 号

理由	内容	社内の検査でカンピロバクターが検出されたため
回収が必要となった原因		調査中
回収の方法等 (回収の方法, 回収を行う旨を周知する方法, 問い合わせ先, 回収した食品等の保管場所, 終了予定年月日等)		<p>回収方法: 売り場に残っていた商品については、店舗での確認の上、売り場から撤去。</p> <p>周知方法: 当社ホームページ (<a href="http://www.nodahatsu.jp/">http://www.nodahatsu.jp/</a>) により告知。</p> <p>問い合わせ先: (株)のだ初 畜肉加工部086-525-7720 受付時間 8:30~17:30</p> <p>回収品の保管場所: 株式会社のだ初 畜肉加工部 岡山県倉敷市玉島柏島4780-2</p> <p>回収終了予定: 2020年12月3日 (カンピロバクターの潜伏期間を考慮した期間)</p>
想定される人の健康への影響		商品を喫食した場合、健康被害の可能性があります。なお、これまでに健康被害の報告はありません。
担当者氏名 及び所属部署		株式会社のだ初畜肉加工部 黒崎 廣宣 電話番号: 086-525-7720
備考		

(注意事項)

- 1 回収する食品等を特定する情報を記載した書類又は写真があれば添付すること。
- 2 「食品等の出荷(販売)年月日, 出荷(販売)先及びその数量」の欄については、出荷(販売)先が多数ある場合は一覧表を添付すること。
- 3 規則とは、岡山県食の安全・安心の確保及び食育の推進に関する条例施行規則(平成18年岡山県規則第155号)をいう。
- 4 「回収が必要となった原因」の欄については、原因が不明の場合はその旨を記入すること。
- 5 新聞、ホームページ等へ当該回収に関する事項を掲載する場合は、その内容を記載した書類を添付すること。

店舗名	出荷数	店舗名	出荷数
イズミ山口店	4P	イズミ三豊店	4P
イズミやぎ店	4P	イズミ木太店	4P
イズミ防府店	4P	イズミ倉敷店	2P
イズミ己斐店	5P	イズミ丹波店	2P
イズミ浜田店	4P	イズミ邑久店	4P
イズミたけはら店	2P	イズミ津山店	3P
イズミ出雲店	4P	イズミ府中店	4P
イズミごうつ店	3P	イズミ美作店	3P
イズミ五日市店	3P		
イズミ二葉の里店	4P		
イズミ阿賀店	7P		
イズミみよし店	2P		
ユアーズ戸坂店	8P		
ユアーズ楠木店	4P		
ユアーズ十日市店	4P		
		<b>合計</b>	<b>88P</b>

【商品画像】



【ラベル画像】

